

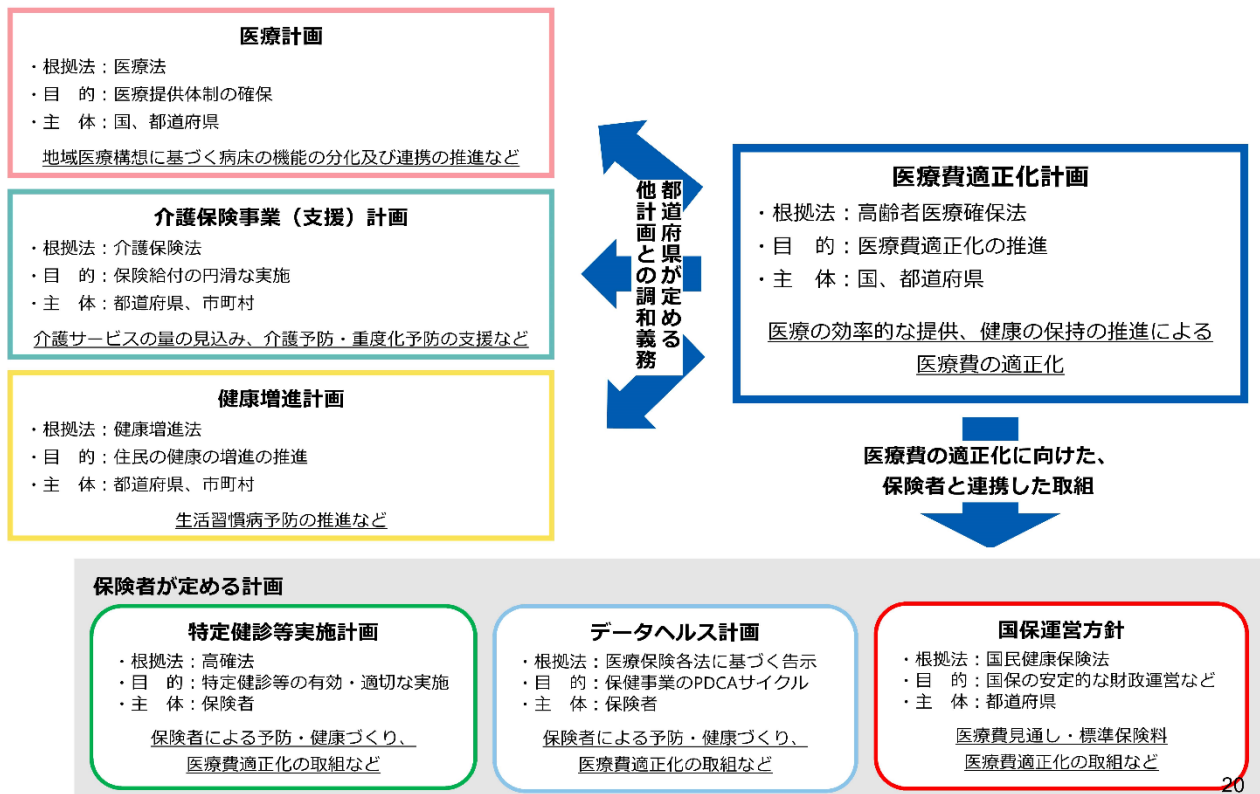
## 第 4 期医療費適正化計画（R6～11（2024～2029）年度）の策定について

### 1 医療費適正化計画の位置づけ

医療制度の持続可能な運営を確保するため、国と都道府県が保険者・医療関係者等の協力を得て、住民の健康増進や医療費の適正化を進めるため、6年を1期として、国において医療費適正化基本方針を定めるとともに、都道府県において医療費適正化計画を定め、目標の達成に向けて、取組を進めることとされている。

策定にあたっては、健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画、国保運営方針と調和を図ることとされているが、第4期では、新たにデータヘルス計画や特定健診等実施計画等についても、医療費の適正化に向けた取組の実施について保険者との連携が図られるよう、関係性を明示することが検討されている。

#### 【他計画との関係】



20

### 2 今後のスケジュール（予定）

[令和4年度] 令和5年1月	R4年度第1回健康づくり審議会（第3期計画PDCA管理の報告）
[令和5年度]	国における基本方針の提示時期は未定 （社会保障審議会医療保険部会にて議論中）
令和5年8月	R5年度第1回健康づくり審議会（第4期計画の概要）
令和5年12月	R5年度第2回健康づくり審議会（第4期計画案の協議）
令和5年1月～ 令和6年3月	パブリックコメントの実施 第4期医療費適正化計画の策定